西条小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[「いじめ防止対策推進法」(第2条)]より

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことをさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題を全校教職員と児童が絶えず、自らの問題として捉えなければならないという基本的認識に立ち、全校の児童が「明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つをポイントとして全校 が共通理解して取り組んでいく。

- ○「**いじめをしない、させない、許さない**」という学校風土をつくる。 児童会との連携
- ○児童一人一人の**自己有用感・学級所属感**を高め、**自尊感情**を育む教育活動を推進 する。
- ○いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ○いじめの**早期解決**のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ○**保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め**、一体となっていじめ問題に対応 する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び内容

(1) 生徒指導会議 (サポート会議)

月1回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、 及び共通指導について話し合いを行う。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任によって構成する。また、校長の判断によって、必要に応じて教育委員会職員や心理・福祉に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

- ○いじめ防止対策委員会の業務内容
 - ・いじめ防止に関する年間活動計画、活動事例の作成
 - ・いじめ問題への取組についての発信(啓発・協力要請)
 - ・実態アンケートの実施と分析
 - ・外部相談機関との連携
 - ・いじめ問題に関する職員研修の企画と運営

3 重大事態への対応について

- (1) 重大事態とは
 - ○法第28条1項の規定及び昭和町いじめ防止基本方針(以下町の基本方針)3-(1) による事態を言う
- (2) 重大事態発生時の対応
 - ○重大事態に係る情報を迅速に収集・整理し、町教育委員会に報告するとともに、町教育 員会の指示に従った行動をとる。
- (3) 重大事態の調査と結果の報告
- 4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策と地域・家庭との連携の取組について

| や学習プリントを工夫する。 ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。 ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 | について | |
|--|-----------|----------------------------------|
| ①いじめの防止に ○人間は、一人一人異なる個性 (考えや特徴) をもっていることを道徳・特活・総合的な学習の時間等の学習を通して理解させる。 ○一人一人が自信と意欲をもって活躍できる学習活動を工夫する。 ・基礎基本の確実な習得のために、児童が主体的に取り組める学習活動や学習プリントを工夫する。 ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発間や指導方法を工夫する。 ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | _○いじめの未然防 | j止、早期発見、早期対応に関する具体的方策 |
| 申特活・総合的な学習の時間等の学習を通して理解させる。 ○一人一人が自信と意欲をもって活躍できる学習活動を工夫する。 ・基礎基本の確実な習得のために、児童が主体的に取り組める学習活動や学習プリントを工夫する。 ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発間や指導方法を工夫する。 ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | 児童に関する内容 |
| ○一人一人が自信と意欲をもって活躍できる学習活動を工夫する。 ・基礎基本の確実な習得のために、児童が主体的に取り組める学習活動や学習プリントを工夫する。 ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。 ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | ①いじめの防止に | ○人間は、一人一人異なる個性(考えや特徴)をもっていることを道徳 |
| ・基礎基本の確実な習得のために、児童が主体的に取り組める学習活動や学習プリントを工夫する。 ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。 〇学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 〇道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 〇全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 〇進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 〇障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | 関する手立て | ・特活・総合的な学習の時間等の学習を通して理解させる。 |
| や学習プリントを工夫する。 ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。 ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ○一人一人が自信と意欲をもって活躍できる学習活動を工夫する。 |
| ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。 ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ・基礎基本の確実な習得のために、児童が主体的に取り組める学習活動 |
| 考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。 〇学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | や学習プリントを工夫する。 |
| ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。 〇学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 〇道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 〇全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ・日々の学習指導の中で、自分の考えを進んで表現すると共に、他者の |
| める発問や指導方法を工夫する。 ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | 考えを理解するコミュニケーション能力を育てる。 |
| ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ・学習指導において、活用する力を育て、見通しをもって学習に取り組 |
| 危険性や情報モラルについて指導する。 ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | める発問や指導方法を工夫する。 |
| ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ○学級活動等の時間を活用したり、専門家を招いて、インターネットの |
| 等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | 危険性や情報モラルについて指導する。 |
| ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ○道徳の授業を中心として、道徳教育の充実を図るとともに、学校行事 |
| ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | 等との関連を図り、学校教育全体を通して、道徳的実践力を育てる。 |
| カする楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ○全ての教科等の学習を通して、自己指導能力の育成を図る。 |
| 合わせる。 ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ○進んで、自然体験活動や勤労奉仕体験活動に取り組ませ、友だちと協 |
| ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。【目指す子ども】「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | 力する楽しや、行事を成し遂げる中で自己の責任を果たす成就感を味 |
| に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | 合わせる。 |
| 【目指す子ども】 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | ○障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特 |
| 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | に配慮が必要な児童に対して組織的に指導を行う。 |
| 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 | | |
| | | 【目指す子ども】 |
| ・自他の考えや命を尊重する子ども | | 「いじめをしない、させない、許さない子ども」 |
| | | ・自他の考えや命を尊重する子ども |
| ・自己のよさに気づき、考えや行動に責任と自信を持ち、自己有用感を | | ・自己のよさに気づき、考えや行動に責任と自信を持ち、自己有用感を |

感じながら生活する子ども

- ・仲間を大切にし、集団の中で自己のよさを発揮し、所属感を感じるこ とができる子ども
- ・いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることがで きる子ども

見に関する手立て

- ②いじめの早期発|○日頃から児童一人一人の様子を観察し、児童が集団から離れて一人で 行動している時は、声をかけて話を聞くなど、適切な対応をとる。
 - ○問題がありそうだと感じた児童がいる場合は、学年や学年主任会の場 において、情報を共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。
 - ○生活アンケートを年3回実施したり、気になる児童の個人面談を休み 時間や放課後等を利用して行ったりして、情報を収集する。
 - ○保健室や教務の教職員などを中心に、校内に「いじめ相談窓口」を設 け、教育相談活動を行い、自発的に児童が相談しやすい環境をつくる。
 - ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあった場合、直ぐ に対応し、原因を明らかにする。

保護者と連携し 立て

- ①、②に関わって □○子どもとの会話をできるだけ多くして、子どもが悩みを親に相談でき るような雰囲気を、普段から作っておく。
- て、お願いする手|○服装等の汚れや乱れに気を配る。
 - ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観 察する。
 - ○家庭で携帯電話やインターネットを使う場合は、そのルール作りを行 う。(保護者の管理の下に使用する)
 - ○自他の考えや命を尊重する大切さを日頃から子どもに伝える。
 - ○地域での様々な体験や人々との触れあいを通して、集団の一員として の自覚や自信を育ませる。

③いじめの早期解

いじめられた児童

いじめた児童

※いじめを発見し たときには、学級 担任だけでなく、 学校長以下全ての 教員が対応を協議 担をして、いじめ の解決に当たる。

的被害について的確に把握し、し、いじめをやめさせる。 迅速に初期対応をする。

|○休み時間や登下校の際も教師|○いじめの理由や背景を突き止め、全 継続しない体制を整える。

め、根本的な解決を図る。

決に関する手立て|○本人や周りの児童からの聞き|○いじめは「絶対に許さない」という 取りを重視し、身体的・精神 毅然とした態度で臨み、事実を確認

による見回りを行い、被害が 校の教職員が共通意識と共通の指導 方針で、根本的な解決を図る。

し、綿密な役割分|○いじめの理由や背景をつきと|○状況によっては、教育委員会、スク ールカウンセラー、教育相談、児童 相談所、警察等、関係諸機関と連携 をとり対応していく。

【いじめの行為が見えにくい場合】

- *いじめが解消し ○児童のつらく苦しい気持ちに 共感し、学校が「いじめから 全力で守ること」を約束する。
- る行為が止んでい ○本人やアンケートなどによる 周りの児童からの聞き取りを 重視し、精神的なダメージに ついて的確に把握し、迅速に 心身の苦痛を感じ 初期対応する。

たと判断するため には、いじめに係 ること(少なくと も3ヶ月を目安と する)、被害者が

| | ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 |
|----------|--|
| いじめに直接関係 | ○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、 |
| しないが傍観して | いじめられた児童の苦しみを理解させる。 |
| いる者 | ○周りの雰囲気や友達の言いなりにならず、自らの意志で正しい行動を |
| | とることの大切さに気付かせる。 |
| ③に関わって保護 | ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとるこ |
| 者と連携して、お | とを伝える。 |
| 願いする手立て | ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。 |
| | ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を |
| | 聞くようにする。 |
| | ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝え |
| | る。 |

○地域・家庭との連携の取組

| | ○常に子どもの言動に関心をもち、子どもの気持ちの変化やストレ |
|------------|--------------------------------|
| 各家庭での取組 | スに気付くこと。 |
| | ○してはいけないことをした時は、きちんと「叱り」頑張った時は |
| 子どもたちを育てる中 | しっかり「褒める」こと。 |
| でお願いしたいこと | ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合って決 |
| | めること。 |
| | ○子どもたちを地域で育てるという意識を持っていただき、子ども |
| 地域での取組 | たちに地域から守られているという安心感をもたせること。 |
| | ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は |
| 子どもたちを育てる中 | お互いに挨拶や声かけをしていくこと。 |
| でお願いしたいこと | ○公園や遊び場、店舗などで、子どもが困っている場面を見かけた |
| | ら、積極的に声をかけていただくこと。 |
| | ○地域で、子どもたちの様子で気になることがあれば、何時でも学 |
| | 校に知らせていただくこと。 |

5 関係機関との連携

- (1) 町教育委員会や担当機関との指導面での緊密な連携を図り、校内研修(チェックリスト・ネットトラブル防止等)の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、事実関係を迅速に把握するとともに、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を 教育委員会等に報告する。

> 平成26年3月20日制定 平成26年6月30日改訂 平成31年1月11日改訂